

【2月3日－新型コロナウイルス感染症に関する日本政府による入国規制について】

- 日本政府は、新型コロナウイルス感染症を、感染症法に基づく「指定感染症」と指定し、2月1日以降、検疫官が感染が疑われる者に対して診察・検査を命じることが可能となりました。空港で検査を命じられた場合には従って下さい。
- 湖北省発行の旅券所持者及び訪日前14日以内に湖北省に滞在していた外国人は、既に有効な数次査証の発給を受けていても日本に入国できません。
- 当分の間、日本への上陸の申請日前14日以内に中華人民共和国湖北省における滞在歴がある外国人及び同省において発行された同国旅券を所持する外国人については、特段の事情がない限り、査証申請を受理することができません。

詳しくは、当館 HP「新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組及び査証の取扱」をご参照ください。 <https://www.seattle.us.emb-japan.go.jp/files/000563886.pdf>

また、以下の関連リンクも併せてご案内いたします。

厚労省：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

内閣官房：<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/index.html>